

農地法第3条の許可申請について

農地の売買・贈与・貸借などについては、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。なお、農地の売買・貸借については、農地中間管理事業を利用する方法もあります。

【 農地法第3条の主な許可要件 】 (第3条第2項)

* 農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

① 農地の全てを効率的に利用する (第1号)

* 耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術、**農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令 (農地法、農振法、種苗法、農薬取締法) の遵守状況**を見て判断

② 法人の場合は農地所有適格法人である (第2号)

* 役員要件、議決権要件 (種類株主総会においても農業関係者が議決権の過半を占めることを明確化) 等

③ 必要な農作業に常時従事する (第4号)

* 農作業に年間従事する日数は原則 150 日以上

④ 周辺の農地利用に支障がない (第6号)

* 農地の面的集約を分断する、他の農業者の水利用や有機農業を阻害する農地利用でないこと

★農地法の改正

農地の適正利用を強化するため、取得した農地を適正に利用できそうかの確認だけでなく、権利取得時に適正管理できる者であることを確認。

【 農地法第3条許可申請の流れ 】

申請書類の提出/受付

※必要書類については、添付書類一覧表をご参照下さい。



申請内容の確認/現地調査

※許可要件等を確認し、現地調査を行います。新規就農者の方については、地元農業委員と事務局立会いのもと、現地でのヒアリングがあります。



農業委員会総会

※許可・不許可等の議決を行います。



許可書等の交付

※総会后、申請者へ通知します。

【 参考 】

- ・ 農地所有適格法人・・・農地法上の所定の要件を満たすことで農地の所有が認められる法人で、貸借も可能
- ・ 一般法人・・・・・・・・・・貸借は可能 (個人と同様の要件のほか、解除条件付契約などの要件はあります)